

入間市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」

令和5年12月25日
入間市農業委員会

第1 基本的な考え方

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「法」という。）の改正法が平成28年4月1日に施行され、農業委員会においては「農地等の利用の最適化の推進」が最も重要な責務として、明確に位置づけられ、遊休農地の発生防止・解消、担い手への農地利用の集積・集約化及び新規参入の促進に積極的に取り組んでいく必要がある。

については、法第7条第1項に基づき、入間市農業委員会の「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」として、具体的な目標と推進方法、目標の達成状況に対する評価方法を以下のとおり定めるものとする。

なお、この指針は令和7年度及び令和14年度を目標とし、農業委員及び農地利用最適化推進委員の改選期である3年ごとに見直しを行うものとする。

また、毎年度の農地利用の最適化推進状況について、「農業委員会事務の実施状況等の公表について」に基づく「農業委員会の活動計画及び点検・評価」を基に検証を行うものとする。

第2 具体的な目標と、推進方法及び評価方法

1. 遊休農地の発生防止・解消について

(1) 遊休農地の解消目標

	管内の農地面積(A)	遊休農地面積(B)	遊休農地の割合(B/A)
現 状 (令和5年4月)	827.0ha	5.01ha	0.61%
目 標 (令和8年3月)	815.0ha	4.41ha	0.54%
目 標 (令和15年3月)	787.0ha	3.01ha	0.38%

【目標設定の考え方】

令和5年4月時点の遊休農地面積5.01haを毎年0.2haずつ削減して、令和14年度末までに概ね2.0haの削減を目指す。

(2) 遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法

ア 農業委員と推進委員の連携により、利用状況調査と利用意向調査を実施し、農家の意向を踏まえ、相談や指導など、農地の利用関係の調整を積極的に行う。

イ 農地パトロールは利用意向調査の実施時期にかかわらず日常的に実施し、遊休農地等の早期発見に努める。

ウ 利用状況調査と利用意向調査の結果は、速やかに「農業委員会サポートシステム」に反映する。

エ 利用意向調査の結果を受け、農地中間管理機構との連携により農地中間管理事業の活用を促進する。

(3) 遊休農地の発生防止・解消の評価方法

遊休農地の発生防止・解消の進捗状況は、遊休農地の割合により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

2. 担い手への農地利用の集積・集約化について

(1) 担い手への農地利用集積目標

	管内の農地面積(A)	集積面積(B)	集積率(B/A)
現 状 (令和5年4月)	827.0ha	201.76ha	24.40%
目 標 (令和8年3月)	815.0ha	228.76ha	28.07%
目 標 (令和15年3月)	787.0ha	291.76ha	37.07%

【目標設定の考え方】

「入間市総合計画」との整合を図り、担い手への集積面積を、毎年9.0haずつ増加することを目標とする。

(2) 担い手への農地利用の集積・集約に向けた具体的な推進方法

ア 農業委員会として、地域（1集落又は数集落）ごとに人と農地の問題解決するため、10年後の農業の在り方と農地利用の将来像を描く「地域計画」の作成と見直しに主体的に取り組む。

イ 遊休農地の情報、農家アンケート調査結果による高齢農業者等の農地や貸付けを希望する農地の情報、農地の出し手や受け手の情報の共有を図り、農地の集約化のための利用調整及び農地中間管理事業の活用を推進する。

(3) 担い手への農地利用の集積・集約化の評価方法

担い手への農地利用の集積・集約化の進捗状況は、農地の集積率により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

3. 新規参入の促進について

(1) 新規参入の促進目標

	新規参入者数（個人） （新規参入者取得面積）	新規参入者数（法人） （新規参入者取得面積）
現 状 （令和2年11月～ 令和5年3月）	1人 （ 0.4ha）	0経営体 （ 0ha）
目 標 （令和5年4月～ 令和8年3月）	5人 （ 2.75ha）	2経営体 （ 5ha）
目 標 （令和5年4月～ 令和15年3月）	7人 （ 3.15ha）	3経営体 （ 7.5ha）

【目標設定の考え方】

過去3年間の新規参入状況は、令和3年度に個人1名（0.4ha）新規参入者があった。また令和5年4月、7月の申請により個人3名（1.7ha）の新規参入者があった。そのため、新たに農業経営を営もうとする個人や法人の令和7年度末までの目標数を個人5人、法人2経営体、令和14年度末までの目標数を個人7人、法人3経営体とした。

(2) 新規参入の促進に向けた具体的な推進方法

- ア 埼玉県、入間市、農業委員会ネットワーク機構、農地中間管理機構、いるま野農業協同組合等関係機関と連携し、参入希望者（法人を含む。）を把握し、様々な相談に応じるとともに、農地のあっせんに努めるなど積極的な支援を行う。
- イ 参入希望者（法人を含む。）の地域での受入条件の整備を図るとともに、参入後の定着を図るため、継続的な支援に努める。
- ウ 農業の魅力発信と新規就農に対する支援制度等の周知活動に努める。

(3) 新規参入の促進の評価方法

新規参入の促進の進捗状況は、新規参入者（個人、法人）の数により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

第3 「地域計画」の目標を達成するための役割

今後入間市において作成予定の「地域計画」に基づき、農地を効率的かつ総合的に利用していくため、入間市農業委員会は次の役割を担っていく。

- ・「地域計画」策定に向けて、農地利用者の意向把握、地域における協議の場への資料提供、市の依頼を受けての目標地図素案の作成、協議の場への積極的な参加
- ・日常的な農地の見守りによる農地の適正利用の確認
- ・地域計画内の継続的な意向把握

- ・「地域計画」で位置付けられた担い手への農地の利用調整やマッチング
- ・農地中間管理事業の活用の働きかけ
- ・「地域計画」の定期的な見直しへの協力